

様  
ご家族 様

社会福祉法人 一越会  
施設名

### 学校等で予防すべき伝染病と施設ご利用の停止について

現在、当施設ご利用の利用児（者）は、学校伝染病に罹患しているのではないかと考えられます。もし下記の病気の場合には他の利用者に伝染する恐れがありますので、学校保健法施行規則を準用し、施設のご利用は出来ません。

なお、病気が治った場合には、治癒証明書を主治医に記入していただき、これを当施設に提出してください。

#### ご利用出来ない期間の基準

##### 第一種の学校伝染病（新・感染症予防法の一類感染症と二類感染症）

エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病 ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器症候群・鳥インフルエンザ	いずれも治癒するまで、ご利用は出来ません
--	----------------------

##### 第二種の学校伝染病（放置すれば流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する感染症）

	ご利用できない期間
インフルエンザ(鳥を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ、ムンプス)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがか皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

##### 第三種の学校伝染病（放置すれば流行が広がってしまう可能性がある感染症）

腸管出血性大腸菌感染症	有症状者の場合には、医師によって伝染のおそれがないと認められるまで出席停止。無症状病原体保有者の場合には出席停止の必要はない。
流行性角結膜炎	眼症状が軽減してからも感染力の残る場合があるので、医師により伝染のおそれがないと認められるまで、ご利用出来ません。
急性出血性結膜炎	眼症状が軽減してからも感染力の残る場合があるので、医師により伝染のおそれがないと認められるまで、ご利用出来ません。
その他の感染症	流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスによる胃腸炎など）
コレラ・細菌性赤痢	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑
腸チフス・パラチフス	ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症
	伝染性膿痂疹(とびひ)伝染の恐れがなくなるまで、ご利用出来ません。

注意) 上記の表は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。

## 治 癒 証 明 書

平成 年 月 日

医師 印

#### 施設利用者名

上記の施設利用者は

- 麻疹 (はしか)
- 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
- 水痘 (みずぼうそう)
- 風疹
- 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 百日咳
- インフルエンザ
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- 結核
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 髄膜炎菌性髄膜炎
- 流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルスによる胃腸炎など)
- その他の伝染病 (病名: )

により平成 年 月 日より施設のご利用停止となっていました。他に伝染の恐れがなくなりましたので 月 日から施設を利用して良いことを証明します。

主治医 様

ご多忙中おそれいりますが、上記証明書は施設利用が可能になりましたら、ご記入の上ご家族にお渡しください。

前橋市城東町3丁目15-26  
社会福祉法人 一越会

施設名 0

TEL : 027-260-6888